

## 平成 31 事業年度 前期高齢者関係業務事業計画

平成 31 事業年度における前期高齢者関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第 139 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等の徴収並びに保険者に対する前期高齢者交付金の交付等を行うものである。
2. 下記 3 の前期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者等から法第 36 条第 1 項及び法第 93 条第 3 項の規定による前期高齢者納付金等として、

前期高齢者納付金	3,496,898,974 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	10,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	382,705 千円
計	3,507,281,679 千円

を徴収すること等を予定している。

3. 法第 32 条第 1 項の規定による前期高齢者交付金として、

3,508,313,826 千円

を交付することを予定している。